資料２－３

地方公共団体情報システムの標準化について

令和５年８月
情報経営部情報システム課
住民情報系システム標準化推進室

地方公共団体情報システムの標準化の概要

＜目的＞

地方公共団体の情報システムは、各自治体が個別に開発を行ってきた結果、**制度改正時の改修に係る負担が大きい**ことや、**全国一律の施策を迅速に実施することが難しい**といった課題がある。これらの課題に対応するため、基幹業務システムの統一・標準化を進めるもの。

＜国における動き＞

- 令和３年９月　**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**施行
  - 対象事務の情報システムについて、**国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務づけ**られた。

20の標準化対象業務　※（）内は本市の対応するシステム		
①住民基本台帳（住民記録）	⑧国民年金（住民記録）	⑮児童扶養手当（福祉）
②選挙人名簿管理（住民記録・選挙管理）	⑨障害者福祉（福祉・保健衛生）	⑯生活保護（福祉）
③固定資産税（税務）	⑩後期高齢者医療（福祉）	⑰子ども子育て支援（子ども・子育て支援）
④個人住民税（税務）	⑪介護保険（介護保険）	⑱戸籍（戸籍情報）
⑤法人住民税（税務）	⑫児童手当（福祉）	⑲戸籍の附票（戸籍情報）
⑥軽自動車税（税務）	⑬健康管理（保健衛生）	⑳印鑑登録（住民記録）
⑦国民健康保険（国民健康保険）	⑭就学（住民記録・就学援助）	

- 令和４年10月　**地方公共団体情報システム標準化基本方針**閣議決定
  - 標準化の**目標期限が令和７年度末**と定められた。
- 各システムの**標準仕様書**は令和４年９月までに公開（政令指定都市要件は令和４年度末に確定）

＜本市の対応状況＞

- 令和４年度に「住民情報系システム標準化推進室」を設置し、本市のシステム標準化に係る基本方針やスケジュールを定める全体計画を策定。
  - **ガバメントクラウドを利用**し、**令和７年度（令和８年１月）に標準準拠システム移行**
- 令和5年度は各システムの開発基本計画書や調達仕様書の作成など、システム調達に向けた準備を実施

現行システムのネットワーク構成（～令和７年12月）

本市の基幹業務システムは、市のデータセンターに集約して運用している

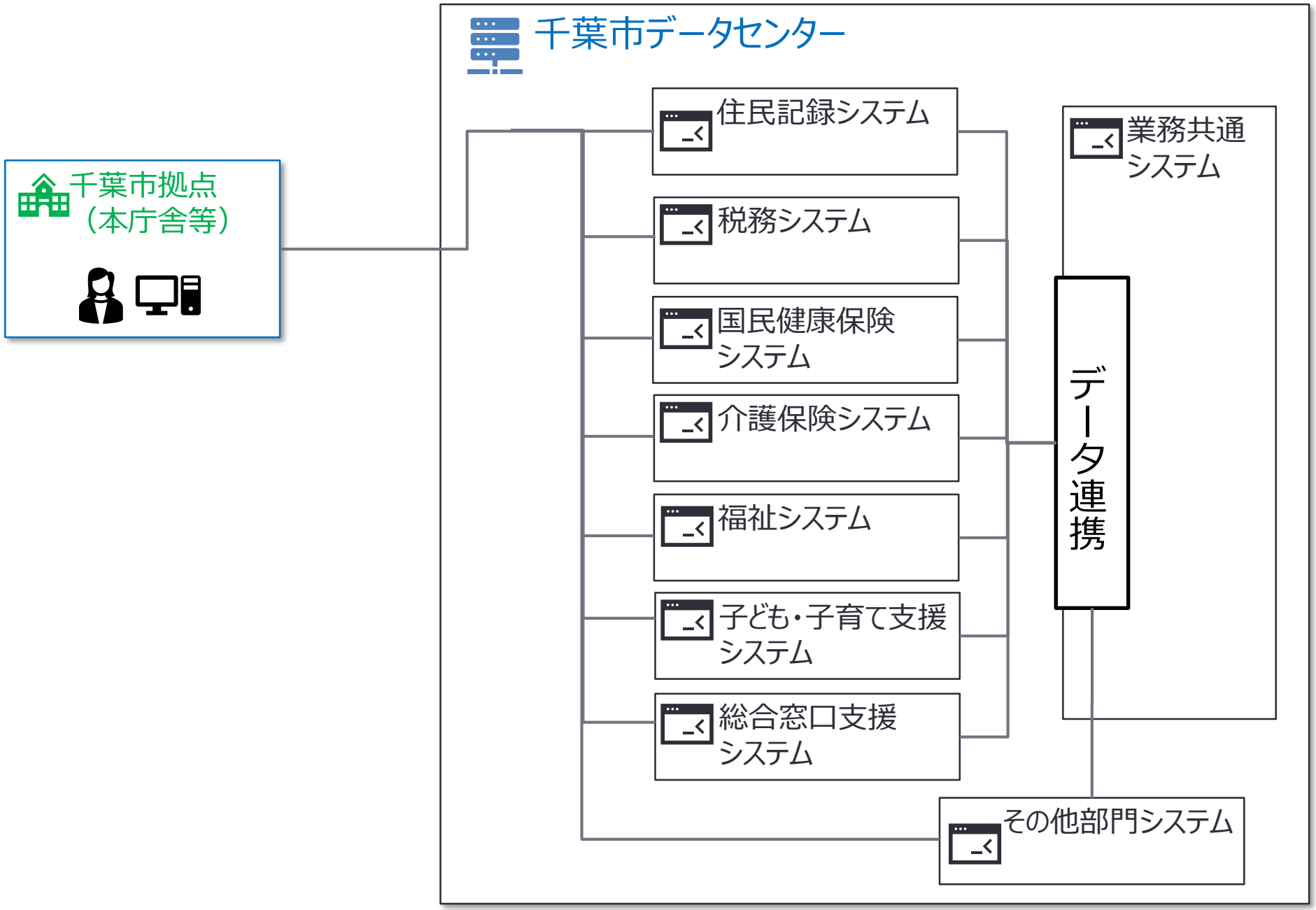

標準化後のネットワーク構成案 （令和8年1月～）

政府が提供するクラウドサービス。標準準拠システムの動作環境として、ガバメントクラウドの利用が努力義務とされている

②本市環境

千葉市データセンター

- 税務システム（現行）
- 国民健康保険システム（現行）
- 標準外システム
- ⋮

千葉市拠点（本庁舎等）

ガバメントクラウド接続サービス

①ガバメントクラウド

ガバメントクラウド**利用環境**(AWS)

- 住民記録システム
- 介護保険システム
- 福祉システム
- 子ども・子育て支援システム
- 総合窓口支援システム
- 業務共通システム
- その他部門システム

ガバメントクラウド**利用環境**(GCC等)

- 業務システム

契約する事業者の提案等によりガバメントクラウド内の別クラウドで運用する場合がある

システム移行スケジュール

標準化対象システムの移行スケジュール及びPIA実施の想定スケジュールは以下のとおり。

- 令和８年１月のシステム移行に向けて、システムごとに事業者に確認した開発期間に基づき移行作業を進める
- 税務及び国民健康保険システムは、移行期限までに対応可能な事業者がなく、最短で令和９年度の移行となる見込み
- PIA（全項目評価）は、実施時期を合わせるよう調整

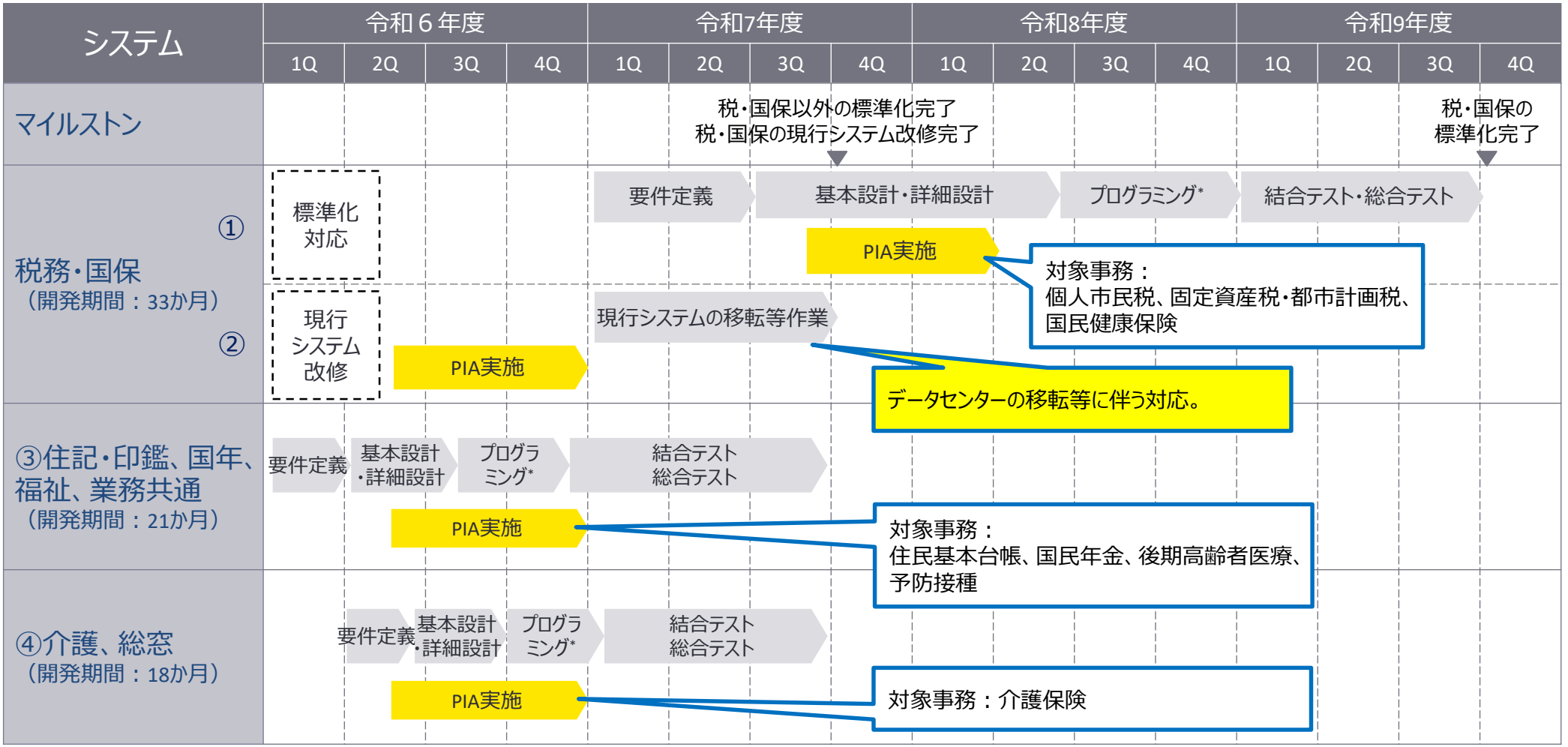

＊ プログラミング：パッケージシステムをノンカスタマイズで利用する場合は、システム等を稼働させるサーバ等へのパラメータ設定等をプログラミングに相当するものとしてそれ以前に評価を実施する必要がある

PIA（全項目評価）の進め方

「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】（令和5年1月20日総務省）」によると、PIAの実施については、２～４か月が必要とされている。

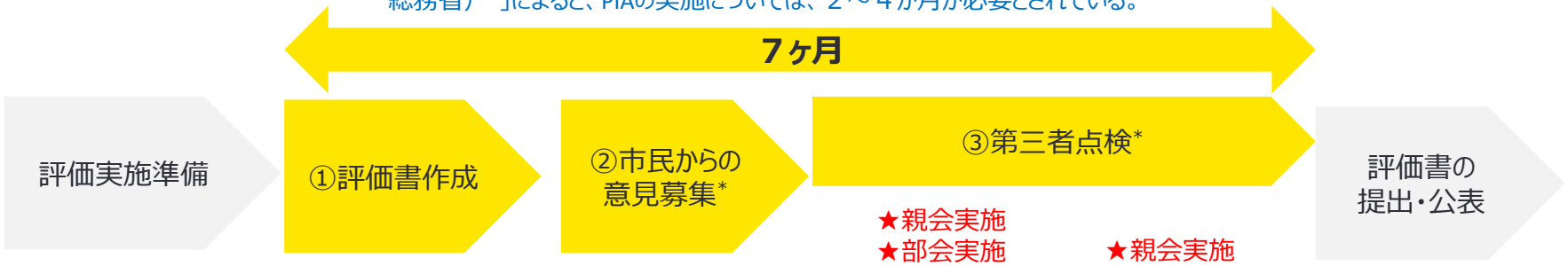

作業期間		2ヶ月	2ヶ月	2.5ヶ月	2.5ヶ月		0.5ヶ月
課ごとの作業項目	市政情報室	・実施計画書の内容確認	・評価書の確認	・評価書の修正内容確認	・評価書の修正内容確認 ・親会の調整 ・部会の調整	・親会の調整	・公表作業
	所管課	・実施計画書作成	・評価書の作成	・公示作業 ・意見とりまとめ及び回答 ・（評価書の修正）	・評価書の提出 ・（評価書の修正）	・評価書の提出	・評価書の提出 ・公表作業
	住民情報系システム標準化推進室		・システム面の情報提供 ・作成支援		・修正等支援		

*「②市民からの意見募集」、「③第三者点検」は全項目評価実施の場合のみ対応必須